

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 角谷産業株式会社
代表者及び住所 和歌山県和歌山市加納460-6
代表取締役 角谷 利佳
2. 指名停止措置期間 : 令和7年1月22日から令和7年2月21日まで(1ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 和歌山市が発注した土木一式工事(楠見66号線道路改良工事その4)において、特定建設業者以外の建設業を営む者と4,500万円以上となる下請契約を締結したことに関し、建設業法第28条第1項第7号に該当するとして、和歌山県から令和6年12月11日付けで、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 角谷産業株式会社が建設業法の規定により監督処分(指示処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)